

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	令和5年人事院勧告・報告を踏まえ、夏季休暇の使用可能期間を拡大するため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	第14条第2項第10号に規定する特別休暇（夏季休暇）の使用可能期間を「7月から9月まで」から「6月から10月まで」に改めるものです。
<b>施 行 日</b>	令和6年4月1日

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の<u>6月から10月までの期間内</u>における7日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(22) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の<u>7月から9月まで</u>の期間内における7日の範囲内の期間</p> <p>(11)～(22) 略</p>